

公安委員会 説明資料No. 1	「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」等について	令和6年10月24日 刑事生活交通安全 事務局
--------------------	--	-------------------------------

1 概要

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「大麻取締法等改正法」という。)及び金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年法律第79号。以下「金融商品取引法等改正法」という。)の施行に伴い、「暴力的不法行為等」等を定める関係国家公安委員会規則について所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

(1) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案

大麻取締法(昭和23年法律第124号)及び麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)の一部改正による罰条の改廃等に伴い、大麻を含む麻薬の施用等を「暴力的不法行為等」等に追加するほか、所要の規定を整備する。

(2) 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案

関係国家公安委員会規則において引用する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の条項の移動に伴い、所要の規定を整備する。

3 意見公募手続の結果

規則案について、令和6年9月13日(金)から同年10月12日(土)までの30日間、意見公募手続を実施したところ、本規則案に対する意見はなかった。

4 施行期日

2(1)については大麻取締法等改正法の施行の日

2(2)については金融商品取引法等改正法の施行の日

公安委員会 説明資料No. 2	「自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」等について	令和6年10月24日 交 通 局
--------------------	---	---------------------

1 概要

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号。以下「改正法」という。）の施行期日を定めるとともに、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）等の下位法令について所要の改正を行うもの。

2 主な内容

(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

改正法の施行期日を令和7年4月1日とするもの。

(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案

改正法による引用法令の条項番号の移動等に伴い、所要の規定の整理を行うもの。

(3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案（国家公安委員会規則）

改正法の施行に伴い、保管場所標章に関する規定を削除するなど、所要の規定の整理を行うもの。

3 今後の予定

政令案の閣議決定：令和6年10月29日（火）

関係法令の公布：令和6年11月1日（金）

関係法令の施行：令和7年4月1日（火）

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」等について</p>	<p>令和6年10月24日 交 通 局</p>
----------------------------	---	-----------------------------

1 改正の内容

(1) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案

特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務の手数料の標準を定めるほか、運転免許等に関する手数料の標準の見直し等を行う。

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案

改正法の施行期日を令和7年3月24日とする。

(3) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

申請書の様式や添付書類等の細目等を整備する。

(4) 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案

オンライン講習の方法の詳細や改正法に伴う所要の規定を整備する。

2 意見公募手続の実施結果

令和6年9月13日から同年10月12日までの間（30日間）、意見公募手続を実施した結果、5,633件の意見が寄せられた。

賛成意見のほか、

- 免許証とマイナ免許証の更新手数料の標準額は同額にすべきであるという意見
- マイナ免許証に関する事務の方がコストがかかるため、マイナ免許証に関する手数料の標準額は高くすべきであるという意見
- 免許証の更新手数料を引き上げるべきでないという意見
- オンライン講習においては、対面による更新時講習のように受講者の本人確認や受講状況の確認を講師が直接行うことができなくなることを踏まえ、適切に運用すべきであるという意見

等があったが、これらの内容について検討した結果、原案のとおり改正する。

3 今後の予定

閣議決定（政令）：令和6年10月29日

公 布：令和6年11月1日

1 事案概要

本年8月以降、関東地方を中心に、一般住宅や質店に押し入り、現金や貴金属等を強取する強盗等事件が相次いで発生しているもの。

2 捜査状況

本年10月18日、1都3県（警視庁、埼玉、千葉、神奈川）による合同捜査本部（約300人体制）を設置して捜査中。これまでに30人を超える実行犯を逮捕し、首謀者の検挙、犯罪グループの実態解明に向けた捜査を推進。

3 連続強盗等事件を踏まえた防犯対策に関する取組

(1) 警察における緊急の対策

本年10月18日、通達を発出し、都道府県警察に犯罪に加担しようとする者への効果的な呼びかけや警戒活動の強化等の緊急対策を指示。また、警察庁から、脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者へ相談や、保護を行う旨の呼びかけを実施。

(2) 地域安全活動の活性化

地方創生臨時交付金を活用した青パトの強化や防犯ボランティアの活性化を検討。

公安委員会 説明資料No. 5	自由民主党本部、内閣総理大臣官邸に 対する火炎瓶投てき事案について	令和6年10月24日 警備局
<p>1 事案概要</p> <p>10月19日早朝、被疑者が自由民主党本部正門前に車両で乗りつけ、火炎びんのようなものを複数回投てきした後、官邸北門付近に設置された車両進入阻止柵に車両で突入し、火炎びんのようなものを再度投てきするなどしたものの。</p> <p>現場において警戒に当たっていた警察官が被疑者を現行犯逮捕し、現在、警視庁において捜査中。</p> <p>2 本事案を受けた警察庁の対応</p> <p>本事案を受け、同日、警備第一課長等の連名で警察本部長等宛ての事務連絡を發出し、以下の警備諸対策の徹底を指示。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 警戒警備の徹底<ul style="list-style-type: none">・ 重要施設における車両突入防止対策の徹底、パトロールの強化、不審者への積極的な職務質問、声かけ等の警戒警備の再徹底・ 自由民主党各都道府県連合会施設等への立ち寄り警戒、連絡窓口の再確認等の管理者対策の徹底 等○ 事案発生時の即報による組織的対応と報告窓口の一本化○ 警護の徹底<ul style="list-style-type: none">・ 主催者等と連携した一律の手荷物検査・金属探知検査の確実な実施・ 持ち込み液体物に対する中身の確認・ 車両や車両突入阻止柵等資機材を活用した車両突入防止対策等の徹底 等○ 警護対象者以外の候補者に対する情勢を踏まえた所要の警戒○ この種事件の未然防止に向けた情報収集等の徹底		

関東管区警察局・埼玉県警察ほか8府県警察合同捜査本部は、みだしの事件で被疑者を逮捕した。

1 逮捕年月日

令和6年10月20日（日） 通常逮捕

2 被疑者

職業不詳 26歳 男性

3 事案の全体像

被疑者の指示の下、令和3年6月から令和4年1月にかけて、犯行グループが組織的に、オンラインのフリーマーケットサイトへの架空出品や他人のクレジットカード情報の不正利用などを繰り返し、利益を得ていたもので、全体の被害は少なくとも900件、1億円以上に上るとみられる。

4 逮捕事実の概要・適用罪名

被疑者は、共犯者と共謀の上、オンラインフリーマーケットサービスに架空の商品を出品し、これを購入したことにしてA社から代金相当分をだまし取ろうと考え、令和3年6月から同年7月までの間、合計42回にわたり同社のサーバコンピュータに対し、商品の受渡しを行わない架空の取引であるにもかかわらず、取引を完了した旨の虚偽の情報を与え、同社から各共犯者が管理するアカウントに売上金合計275万1561円相当を入金させ、財産上不法の利益を得たもの。

（適用罪名）刑法第246条の2（電子計算機使用詐欺）

5 サイバー特別捜査部の主な捜査

サイバー特別捜査部は、関係府県警察による長期にわたる捜査を通じて得られた情報を集約・分析するとともに、

- ・ 追跡が困難とされる暗号資産（モネロ）に換えられた犯罪収益の流れに関する捜査

を実施することで、犯行グループの首魁とみられる本件被疑者の特定を行った。